

## 那須烏山ジオパーク構想推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、那須烏山ジオパーク構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワークが示すガイドラインを踏まえ、那須烏山ジオパーク構想の推進と実現を目指すことを目的とする。

(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) ジオパークの保護及び活用に関する事業
- (2) ジオパークの調査研究及び普及啓発に関する事業
- (3) ジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる関係機関の代表者等を以って構成する。

- (1) 那須烏山市
- (2) 那須烏山市教育委員会
- (3) 栃木県立博物館
- (4) 栃木県立烏山高等学校
- (5) 那須烏山市立小中学校
- (6) 地域活動団体
- (7) 那須烏山市観光協会
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める団体等

(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 前項の役員は、総会において選任する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務) 第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー) 第7条 協議会にはアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び臨時総会とする。

(総会) 第9条 総会は、会長が召集する。

2 総会の議長は、会長とする。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

7 前項の場合における第4項及び第5項の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

8 第4項から前項までの規定にかかわらず、総会の議事について、会員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該議事を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(専門部会) 第10条 協議会の専門的な事業の推進を図るため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、那須烏山市教育委員会生涯学習課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規約は、平成28年5月24日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規約は、令和4年12月20日から施行する。

